

令和 6 年11月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 7 号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	(1)
第 8 号	熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	(4)
第 9 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	(6)
第 10 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関 する条例の制定について……………	(43)
第 11 号	熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制 定について……………	(48)
第 12 号	熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について…	(49)
第 13 号	熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	(50)
第 14 号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件 に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	(51)
第 15 号	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	(53)
第 16 号	工事請負契約の締結について……………	(56)
第 17 号	工事請負契約の変更について……………	(57)
第 18 号	工事請負契約の締結について……………	(58)
第 19 号	工事請負契約の変更について……………	(59)
第 20 号	くまもと新時代共創基本方針の策定について……………	(60)
第 21 号	当せん金付証票の発売について……………	(61)
第 22 号	川辺川ダムの建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べ ることについて……………	(62)
第 23 号	指定管理者の指定について……………	(63)
第 24 号	指定管理者の指定について……………	(64)
第 25 号	指定管理者の指定について……………	(65)
第 26 号	専決処分の報告及び承認について……………	(66)
第 27 号	専決処分の報告及び承認について……………	(67)
第 28 号	専決処分の報告及び承認について……………	(68)
第 29 号	専決処分の報告及び承認について……………	(69)
第 30 号	専決処分の報告及び承認について……………	(70)
第 31 号	専決処分の報告及び承認について……………	(71)

第 32 号 専決処分の報告及び承認について…………… (72)

第 33 号 専決処分の報告及び承認について…………… (73)

報 告 目 録

報告第 1 号 専決処分の報告について…………… (74)

報告第 2 号 専決処分の報告について…………… (75)

報告第 3 号 専決処分の報告について…………… (76)

報告第 4 号 専決処分の報告について…………… (77)

第 7 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第19号市町村等の欄中「海岸保全区域に係るものにあつては熊本市、八代市」の次に「、水俣市」を加え、同表中第67号を第68号とし、第45号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、同表第44号市町村等の欄中「上天草市」の次に「、氷川町」を、「和水町」の次に「、南小国町」を加え、同号を同表第45号とし、同表中第43号を第44号とし、第25号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

25 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村（熊本市を除く。）
(1) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による知事に対する協議の受付に関する事務	
(2) 法第16条第2項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	
(3) 法第17条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(4) 法第17条第4項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(5) 法第18条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務	
(6) 法第19条第1項の規定による知事に対する報告の受付に関する事務	
(7) 法第21条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (8) 法第21条第4項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務 (9) 法第27条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務 (10) 法第28条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務 (11) 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による知事に対する協議の受付に関する事務 (12) 法第35条第2項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務 (13) 法第36条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務 (14) 法第36条第4項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務 (15) 法第37条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務 (16) 法第38条第1項の規定による知事に対する報告の受付に関する事務 (17) 法第40条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務 (18) 法第40条第4項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務 (19) 省令第7条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務 (20) 省令第37条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務 (21) 省令第63条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務 (22) 省令第67条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務 | |
|---|--|

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれ

の法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項第1号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

附則第26項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第35項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第36項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第38項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第6項、第26項、第35項及び第36項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員等（退職した熊本県職員等退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員等（同条第2項の規定により職員等とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員等であって施行日前に職業に就いたものに対する熊本県職員等退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第177号中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同項第179号の2中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項第180号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第181号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第182号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第183号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同項第184号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第185号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第186号中「第18条第24項第1号若しくは第2号」を「第18条第38項第1号若しくは第2号」に改め、同項第219号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第220号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第223号ア中「17,000円」を「22,000円」に改め、同号イ中「12,000円」を「17,000円」に改め、同項第297号中「2,000円。ただし、」を「2,300円（」に、「4,000円」を「4,300円）。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該発給の申請をする場合には、1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、3,900円）」に改め、同項第302号及び第303号中「33,000円」の次に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円）」を加え、同項第403号の2ア中「大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る検査」を「大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する道路交通法第89条第3項の規定による検査（以下この号において「検査」という。）」に、「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に改め、同号イ中「普通自動車免許に係る」を「普通自動車仮運転免許を受けている者に対する」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550

円」を「4, 650円」に改め、同項第404号中「第92条第1項」の次に「又は第95条の2第11項」を加え、「免許証の交付」を「運転免許証（以下この号、第405号、第405号の2、第411号及び第7項において「免許証」という。）の交付」に改め、同号アを次のように改める。

ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 道路交通法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 2, 350円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証又は同法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（第405号の2、第411号及び第7項において「免許情報記録」という。）の有効期間の更新（第411号、第411号の2、第7項及び別表第18において「免許証等の更新」という。）を受けることができなかった者であって、同法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この号及び第405号の2において「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、2, 100円）。ただし、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の運転免許を受ける者（第405号の2において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、2, 150円（特定試験免除者に対する交付にあつては、1, 900円）に、与える運転免許1種類ごとに200円を加えた額

(イ) 道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合 2, 550円

第2条第1項第404号イ中「1, 150円」を「1, 100円」に改め、同項第405号ア中「2, 250円」を「2, 600円」に改め、同号イ中「1, 150円」を「1, 050円」に改め、同項第405号の4中「3, 550円」を「3, 650円」に改め、同号を同項第405号の5とし、同項第405号の3中「1, 450円」を「1, 400円」に、「1, 200円」を「1, 150円」に改め、同号を同項第405号の4とし、同項第405号の2を同項第405号の3とし、同項第405号の次に次の1号を加える。

(405)の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え（運転免許の効力の停止の期間が満了した場合又は運転免許の効力の停止が解除された場合に同法第95条の2第1項の規定による申請をした者その他第7項で定める者に係る場合を除く。）

特定免許情報記録手数料

ア 特定免許情報の記録 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)

から(ウ)までに定める額

(ア) 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 1,550円
(特定試験免除者に係る記録にあつては、1,350円)。ただし、複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円(特定試験免除者に係る記録にあつては、1,150円)に、与える運転免許1種類ごとに200円を加えた額

(イ) 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この号及び第411号において「更新時不交付申出」という。)をする場合 800円

(ウ) 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 1,500円。ただし、同法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円

イ 免許情報記録の書換え 1,550円(免許証(仮運転免許に係るものを除く。))及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下この号において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えにあつては、100円)。ただし、複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。)に係る書換えにあつては、1,350円に、与える運転免許1種類ごとに200円を加えた額

第2条第1項第407号ア中「23,400円」を「23,750円」に改め、同号イ中「19,500円」を「19,800円」に改め、同号ウ中「以下」を「第409号、別表第18、別表第30及び別表第31において」に、「14,700円」を「14,450円」に改め、同号エ中「これらの免許」を「これらの運転免許」に、「技能定員審査」を「技能検定員審査」に、「21,500円」を「22,200円」に改め、同項第409号ア中「14,550円」を「15,100円」に改め、同号イ中「11,850円」を「12,000円」に改め、同号ウ中「9,650円」を「9,950円」に改め、同号エ中「これらの免許」を「これらの運転免許」に、「12,450円」を「12,850円」に改め、同項第410号ア中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に改め、同号イ中「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に改め、同号エ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項第411号を次のように改める。

(411) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証等の更新

免許証等更新手数料

ア 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この号において「経由申請」という。）をする場合 2,750円

(イ) 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 1,300円

(ウ) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円

イ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この号及び次号において「経由地書換申出」という。）をするとき 1,000円

(イ) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 1,950円

(ウ) 経由申請をしない場合 2,100円

ウ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき 2,500円

(イ) 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 2,850円

(ウ) 経由申請をしない場合 2,950円

第2条第1項第411号の2中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「運転免許証更新経由手数料」を「運転免許証等更新経由手数料」に改め、「550円」を削り、同号に次のように加える。

ア 経由地書換申出をする場合 1,700円

イ 経由地書換申出をしない場合 750円

第2条第1項第411号の3中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(411)の4 道路交通法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録

運転経歴情報記録手数料 900円。ただし、同法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場

合にあつては、１００円

第２条第１項第４１２号中「２，３５０円」を「２，２５０円」に改め、同項第４１４号中「９００円」を「１，０００円」に改め、同項第４１４号の２ア中「１，３５０円」を「１，４００円」に改め、同号イ中「６，４５０円」を「６，６００円」に、「（道路交通法）」を「（同法）」に、「又は法」を「又は同法」に、「２，９００円」を「２，９５０円」に改め、同項第４１５号中「自動車等」を「自動車及び一般原動機付自転車（別表第１９において「自動車等」という。）」に、「道路交通法第１１２条第１項第６号」を「同法第１１２条第１項第６号」に改め、「基づく」の次に「熊本県公安委員会の」を加え、「１，４００円」を「１，３５０円」に、「２，８５０円」を「３，１００円」に改め、同項第４１６号中「（昭和３５年総理府令第６０号）第３０条の１３第１項」を「第３０条の１１第１項」に、「１，１００円」を「１，１５０円」に改め、同項第４７８号から第４８１号までを次のように改める。

（４７８） 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項又は第３０条第１項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する許可の申請に対する審査

宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額

ア ５００平方メートル以内の場合 ２１，０００円

イ ５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の場合 ３２，０００円

ウ １，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の場合 ４４，０００円

エ ２，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内の場合 ６２，０００円

オ ３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の場合 ７２，０００円

カ ５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の場合 ９６，０００円

キ １０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内の場合 １５０，０００円

ク ２０，０００平方メートルを超え４０，０００平方メートル以内の場合 ２２８，０００円

ケ ４０，０００平方メートルを超え７０，０００平方メートル以内の場合 ３５４，０００円

コ ７０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以内の場合 ４９

8, 000円

サ 100, 000平方メートルを超える場合 642, 000円

(479) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可の申請に対する審査

宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が642, 000円を超えるときは、642, 000円

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする面積、切土又は盛土をする面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更については、10, 000円

(480) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する許可の申請に対する審査

土石の堆積に関する許可申請手数料 土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額

ア 500平方メートル以内の場合 16, 000円

イ 500平方メートルを超え1, 000平方メートル以内の場合 18, 000円

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合 21, 000円

エ 2, 000平方メートルを超え3, 000平方メートル以内の場合 24, 000円

オ 3, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合 34, 000円

カ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合 37, 000円

キ 10, 000平方メートルを超え20, 000平方メートル以内の場合 44, 000円

ク 20, 000平方メートルを超え40, 000平方メートル以内の場合 58, 000円

ケ 40, 000平方メートルを超え70, 000平方メートル以内の場合 78,

０００円

コ ７０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートル以内の場合 １１
４，０００円

サ １００，０００平方メートルを超える場合 １３８，０００円

(481) 宅地造成及び特定盛土等規制法第１６条第１項又は第３５条第１項の規定に基
づく土石の堆積に関する変更許可の申請に対する審査

土石の堆積に関する変更許可申請手数料 変更許可申請１件につき、次のア又はイ
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が１３
８，０００円を超えるときは、１３８，０００円

(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）

については、土石の堆積をする面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあっては
変更前の土石の堆積をする面積、土石の堆積をする面積の縮小を伴う場合にあつ
ては縮小後の土石の堆積をする面積）に応じ前号に規定する額に１０分の１を乗
じて得た額

(イ) 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入については、新たに編入される
土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する額

(ウ) その他の変更については、１０，０００円

イ 土石の堆積の許可の日から５年ごとに区分した各期間を超えて許可の有効期間を
延長する場合 土石の堆積をする面積に応じ前号に規定する額

第２条第１項第４８１号の次に次の２号を加える。

(481)の２ 宅地造成及び特定盛土等規制法第１８条第１項又は第３７条第１項の規定
に基づく検査の申請に対する審査

宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査手数料 切土又は盛土をする土地の面積
の区分に応じ、次に掲げる額

ア ５００平方メートル以内の場合 １０，０００円

イ ５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の場合 １１，０００円

ウ １，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の場合 １２，００
０円

エ ２，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内の場合 １３，００
０円

オ ３，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内の場合 １５，００
０円

カ ５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の場合 １６，０

00円

キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合 17,000円

ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合 18,000円

ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合 20,000円

コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合 26,000円

サ 100,000平方メートルを超える場合 27,000円

(481)の3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可等に関する証明書交付手数料 1通につき 400円

第2条第1項第625号及び第625号の2を次のように改める。

(625) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 別表第26の5に掲げる区分に応じた額。ただし、都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第26の5に掲げる区分に応じた額に加算した額

(625)の2 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 別表第26の8に掲げる区分に応じた額。ただし、都市低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして第177号及び第178号の規定を適用して算定した手数料の額を、別表第26の8に掲げる区分に応じた額に加算した額

第2条第1項第625号の4の2中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項第625号の4の3中「第12条第2

項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同項第625号の5中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第625号の6中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第625号の7を次のように改める。

(625)の7 削除

第2条第1項第625号の7の2中「第11条」を「第13条」に改め、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項第405号の2の第7項で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 道路交通法第103条の2第4項又は第106条の4第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて同法第95条の2第1項の規定による申請をしたもの(次に掲げる者を除く。)

ア 当該抹消された免許情報記録に係る運転免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該運転免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該運転免許以外の運転免許(仮運転免許を除く。)が与えられた者

イ 道路交通法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付を受けようとする際に当該申請をした者

(2) 道路交通法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者(同法第104条の4第3項の規定により運転免許が与えられる者を除く。)

第3条の表中第2条第1項第261号の2の手数料の項の次に次の1項を加える。

第2条第1項第405号の2の手数料	情報の記録又は書換えを受けようとする者	情報の記録又は書換えのとき。ただし、知事が別に定める場合にあつては、申請のとき。
-------------------	---------------------	--

別表第9金額の欄中「7,000円」を「12,000円」に、「13,000円」を「22,000円」に、「20,000円」を「34,000円」に、「28,000円」を「48,000円」に、「48,000円」を「72,000円」に、「71,000円」を「107,000円」に、「207,000円」を「311,000円」に、「311,000円」を「467,000円」に、「531,000円」を「797,000円」に改める。

別表第9の3金額の欄中「147,000円」を「191,000円」に、「183,

０００円」を「２３８，０００円」に、「２０１，０００円」を「２６１，０００円」に、「２５５，０００円」を「３３２，０００円」に、「４３６，０００円」を「５６７，０００円」に、「２１４，０００円」を「２７８，０００円」に、「２８６，０００円」を「３７２，０００円」に、「３２７，０００円」を「４２５，０００円」に、「４３５，０００円」を「５６６，０００円」に、「８００，０００円」を「１，０４０，０００円」に改める。

別表第９の４金額の欄中「７２，０００円」を「９４，０００円」に、「１１６，０００円」を「１５１，０００円」に、「１３９，０００円」を「１８１，０００円」に、「１５２，０００円」を「１９８，０００円」に、「２５５，０００円」を「３３２，０００円」に、「４３６，０００円」を「５６７，０００円」に、「７７，０００円」を「１００，０００円」に、「１５３，０００円」を「１９９，０００円」に、「２００，０００円」を「２６０，０００円」に、「２２８，０００円」を「２９７，０００円」に、「４３５，０００円」を「５６６，０００円」に、「８００，０００円」を「１，０４０，０００円」に改める。

別表第１０金額の欄中「１４，０００円」を「２４，０００円」に、「１７，０００円」を「２９，０００円」に、「２３，０００円」を「３９，０００円」に、「３２，０００円」を「５４，０００円」に、「５３，０００円」を「８０，０００円」に、「７４，０００円」を「１１１，０００円」に、「１７８，０００円」を「２６７，０００円」に、「２６０，０００円」を「３９０，０００円」に、「４５５，０００円」を「６８３，０００円」に改める。

別表第１０の２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第１０の２（第２条第１項第１８０号及び第１８２号関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	金額
３００平方メートル未満のもの	９，０００円
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１１，０００円
１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１５，０００円
２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	３４，０００円
５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	４５，０００円
１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	５１，０００円
２５，０００平方メートル以上のもの	５５，０００円

別表第１０の２備考中「第４条第１項」を「第３条第１項」に改める。

別表第１１金額の欄中「１３，０００円」を「２２，０００円」に、「１６，０００円」を「２７，０００円」に、「２２，０００円」を「３７，０００円」に、「３０，０００

円」を「５１，０００円」に、「５２，０００円」を「７８，０００円」に、「６９，０００円」を「１０４，０００円」に、「１６１，０００円」を「２４２，０００円」に、「２５２，０００円」を「３７８，０００円」に、「４４５，０００円」を「６６８，０００円」に改める。

別表第１２金額の欄中「１３，０００円」を「２２，０００円」に、「１６，０００円」を「２７，０００円」に、「２２，０００円」を「３７，０００円」に、「２８，０００円」を「４８，０００円」に、「４９，０００円」を「７４，０００円」に、「６６，０００円」を「９９，０００円」に、「１４７，０００円」を「２２１，０００円」に、「２２２，０００円」を「３３３，０００円」に、「４０７，０００円」を「６１１，０００円」に改める。

別表第１８を次のように改める。

別表第１８（第２条第１項第４０３号関係）

区分		金額
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道路交通法（以下この表、別表第１９、別表第３０及び別表第３１において「法」という。）第９７条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	１，６５０円
	法第９７条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	１，９５０円（道路交通法施行令（以下この表において「令」という。）第３３条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、７５０円）
	法第９７条の２第１項の規定の適用を受けない場合	３，９００円（法第９７条第１項第２号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を熊本県公安委員会が提供

		する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円)
普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,500円（技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円）
特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,800円（技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,950円（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）

		った者に対する試験にあつては、750円)
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,600円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円（技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,450円）
仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円（技能試験を熊本県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,700円）

別表第19を次のように改める。

別表第19（第2条第1項第413号関係）

区分	金額
法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき 850円
法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間につき 2,400円

法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間につき 1, 9 5 0 円
法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間につき 4, 6 5 0 円
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間につき 3, 8 0 0 円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 3, 0 5 0 円
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4, 3 0 0 円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4, 2 0 0 円
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間につき 1, 7 5 0 円
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間につき 3, 2 0 0 円
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間につき 1, 8 5 0 円
法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間につき 9 0 0 円
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 3 0 0 円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 1 5 0 円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 8 5 0 円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2, 7 0 0 円

	原動機付自転車免許に係る講習	講習 1 時間につき 2, 5 5 0 円
法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 1 号に掲げる講習	法第 9 5 条の 6 第 1 項の表の備考 1 のロに規定する優良運転者に対する講習	5 0 0 円（熊本県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、2 0 0 円）
	法第 9 5 条の 6 第 1 項の表の備考 1 のハに規定する一般運転者に対する講習	8 0 0 円（オンライン講習にあつては、2 0 0 円）
	法第 9 5 条の 6 第 1 項の表の備考 1 のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第 3 3 条の 7 第 2 項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	1, 4 0 0 円
	法第 9 5 条の 6 第 1 項の表の備考 1 のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	8 0 0 円（オンライン講習にあつては、2 0 0 円）
法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号に掲げる講習	普通自動車対応免許を受けている者（法第 9 7 条	6, 6 0 0 円

	の２第１項第３号イ及びハに掲げる者並びに法第１０１条の４第３項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	
	普通自動車対応免許を受けている者（法第９７条の２第１項第３号イ若しくはハに掲げる者又は法第１０１条の４第３項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	２，９５０円
法第１０８条の２第１項第１３号に掲げる講習	自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習	１２，９００円
	実車等指導を含まない講習	９，３５０円
法第１０８条の２第１項第１４号に掲げる講習		講習１時間につき ２，６００円
法第１０８条の２第１項第１５号に掲げる講習		講習１時間につき ２，１００円
法第１０８条の２第１項第１６号に掲げる講習		講習１時間につき ２，０５０円

別表第２６新築の場合の部確認書又は設計住宅性能評価書が添付された場合の款一戸建ての住宅の項中「一戸建ての住宅」の次に「（人の居住の用以外の用途に供する部分を有

しないものに限る。以下この表から別表第２６の４までにおいて同じ。）」を加え、同表備考１中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（平成１１年法律第８１号）」を加える。

別表第２６の５を次のように改める。

別表第２６の５（第２条第１項第６２５号関係）

区分				金額
住宅 部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		１戸につき５，０００円
		共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	１０，０００円
			面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２２，０００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	４８，０００円
			面積が５，０００平方メートル以上のもの	８６，０００円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅	１戸当たりの面積が２００平方メートル未満のもの	１戸につき３１，０００円
			１戸当たりの面積が２００平方メートル以上のもの	１戸につき３４，０００円
		共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	６１，０００円
			面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１０２，０００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１７３，０００円
			面積が５，０００平方メートル以上のもの	２４８，０００円
		一戸建ての住宅	１戸当たりの面積が２００平方メートル未満のもの	１戸につき１６，０００円
			１戸当たりの面積が２００平方メートル以上のもの	１戸につき１７，０００円

		り評価する方法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	29,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円
		誘導性能基準及び	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき25,000円
		誘導仕様の併用により評価する方法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	45,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	76,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	132,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	193,000円
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合			面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
				面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,000円
				面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	86,000円
				面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	136,000円

			のもの	
			面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	172,000 円
			面積が 25,000 平方メートル以上のもの	214,000 円
		適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	モデル建物法 面積が 300 平方メートル未満のもの	77,000 円
			面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	98,000 円
			面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	129,000 円
			面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	209,000 円
			面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	272,000 円
			面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	327,000 円
			面積が 25,000 平方メートル以上のもの	384,000 円
		標準入力法等	面積が 300 平方メートル未満のもの	201,000 円
			面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	252,000 円
			面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	325,000 円
			面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	463,000 円

		面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	５７１，０００円
		面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	６７４，０００円
		面積が２５，０００平方メートル以上のもの	７６９，０００円

備考

- 住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第２項に規定する住宅部分をいう。別表第２６の８及び別表第２６の１１の２から別表第２６の１３までにおいて同じ。
- 非住宅部分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。別表第２６の８及び別表第２６の１１の２から別表第２６の１３までにおいて同じ。
- 適合証とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が都市低炭素化促進法第５４条第１項第１号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。別表第２６の８において同じ。
- 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（同法第２条第３項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であつて、知事が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。別表第２６の８、別表第２６の１２及び別表第２６の１３において同じ。
- 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ（１）及びロ（１）に規定する基準をいう。別表第２６の８、別表第２６の１２及び別表第２６の１３において同じ。
- 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に規定する基準をいう。別表第２６の８、別表第２６の１２及び別表第２６の１３において同じ。
- モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロ並びに第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に規定する基準により評価する方法をいう。別表第２６の８及び別表第２６の１１の２から別表第２６の１３までに

において同じ。

8 標準入力法等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法又は同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。別表第26の8及び別表第26の11の2から別表第26の13までにおいて同じ。

9 申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の別表第26の5に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の6及び別表第26の7を次のように改める。

別表第26の6及び別表第26の7 削除

別表第26の8を次のように改める。

別表第26の8 (第2条第1項第625号の2関係)

区分				金額
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき2,500円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	24,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	43,000円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもの	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	30,500円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円
			面積が2,000平方メートル以	86,500円

	ののいず れも添付 されない 場合			上 5, 0 0 0 平方メートル未満の もの	
				面積が 5, 0 0 0 平方メートル以 上のもの	1 2 4, 0 0 0 円
		誘導 仕様 基準 によ り評 価す る方 法	一戸 建て の住 宅	1 戸当たりの面積が 2 0 0 平方メ ートル未満のもの	1 戸につき 8, 0 0 0 円
				1 戸当たりの面積が 2 0 0 平方メ ートル以上のもの	1 戸につき 8, 5 0 0 円
		共同 住宅 等		面積が 3 0 0 平方メートル未満の もの	1 4, 5 0 0 円
				面積が 3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 5, 5 0 0 円
				面積が 2, 0 0 0 平方メートル以 上 5, 0 0 0 平方メートル未満の もの	4 5, 5 0 0 円
				面積が 5, 0 0 0 平方メートル以 上のもの	6 9, 0 0 0 円
		誘導 性能 基準 及び 誘導 仕様 基準 の併 用に より 評価 する 方法	一戸 建て の住 宅	1 戸当たりの面積が 2 0 0 平方メ ートル未満のもの	1 戸につき 1 1, 5 0 0 円
				1 戸当たりの面積が 2 0 0 平方メ ートル以上のもの	1 戸につき 1 2, 5 0 0 円
		共同 住宅 等		面積が 3 0 0 平方メートル未満の もの	2 2, 5 0 0 円
				面積が 3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 8, 0 0 0 円
				面積が 2, 0 0 0 平方メートル以 上 5, 0 0 0 平方メートル未満の もの	6 6, 0 0 0 円
				面積が 5, 0 0 0 平方メートル以 上のもの	9 6, 5 0 0 円
非住 宅部 分	適合証又はこれに相当 するものとして知事が 指定するものが添付さ れた場合			面積が 3 0 0 平方メートル未満の もの	5, 0 0 0 円
				面積が 3 0 0 平方メートル以上 1 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	9, 0 0 0 円

			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１４，５００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	４３，０００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	６８，０００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	８６，０００円
			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	１０７，０００円
	適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が３００平方メートル未満のもの	３８，５００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	４９，０００円
			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	６４，５００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１０４，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	１３６，０００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１６３，５００円
			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	１９２，０００円
	標準入力		面積が３００平方メートル未満のもの	１００，５００円

法等	面積が 3 0 0 平方メートル以上 1 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 6 , 0 0 0 円
	面積が 1 , 0 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 6 2 , 5 0 0 円
	面積が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 3 1 , 5 0 0 円
	面積が 5 , 0 0 0 平方メートル以上 1 0 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 8 5 , 5 0 0 円
	面積が 1 0 , 0 0 0 平方メートル以上 2 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 3 7 , 0 0 0 円
	面積が 2 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 8 4 , 5 0 0 円

備考

申請に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 2 の別表第 2 6 の 8 に掲げる区分に応じた額とする。

別表第 2 6 の 9 及び別表第 2 6 の 1 0 を次のように改める。

別表第 2 6 の 9 及び別表第 2 6 の 1 0 削除

別表第 2 6 の 1 1 の 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 6 の 1 1 の 2 (第 2 条第 1 項第 6 2 5 号の 4 の 2 関係)

区分		建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積		金額
住宅部分	認定通知書が添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円
		共同住宅等	300平方メートル未満のもの	10,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
			5,000平方メートル以上のもの	79,000円

		認定 通知 書が 添付 され ない 場合	性能 基準 によ り評 価す る方 法	一戸 建て の住 宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき31, 000円
					200平方メートル以上のもの	1戸につき34, 000円
				共同 住宅 等	300平方メートル未満のもの	62,000円
					300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	103,000円
					2,000平方メートル以上5,00 0平方メートル未満のもの	175,000円
					5,000平方メートル以上のもの	251,000円
			性能 基準 及び 仕様 基準 の併 用に より 評価 する 方法	一戸 建て の住 宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき23, 000円
					200平方メートル以上のもの	1戸につき26, 000円
				共同 住宅 等	300平方メートル未満のもの	46,000円
					300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	77,000円
					2,000平方メートル以上5,00 0平方メートル未満のもの	133,000円
					5,000平方メートル以上のもの	195,000円
非住 宅部 分	認定通知書が添付 された場合				300平方メートル未満のもの	10,000円
					300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	16,000円
					1,000平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの	27,000円
					2,000平方メートル以上5,00 0平方メートル未満のもの	79,000円
					5,000平方メートル以上10,0 00平方メートル未満のもの	124,000円
					10,000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	157,000円
					25,000平方メートル以上のもの	196,000円
	認定通知書		モデ		300平方メートル未満のもの	78,000円

	が添付されない場合	ル建物法	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	99,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	211,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	275,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,000円
			25,000平方メートル以上のもの	388,000円
		標準入力法等	300平方メートル未満のもの	203,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	255,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	328,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	469,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	577,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	682,000円
			25,000平方メートル以上のもの	778,000円

別表第26の11の2備考1中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項又は第31条第1項」に改め、「いう。」の次に「別表第26の11の3において同じ。」を加え、同表備考2中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、「いう。」の次に「別表第26の11の3において同じ。」を加え、同表備考3及び備考4を次のように改める。

3 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。別表第26の11の3において同じ。

4 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。別表第26の11の3において同じ。

別表第26の11の2備考に次のように加える。

5 判定に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それ

それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の4の2の別表第26の11の2に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の11の3を次のように改める。

別表第26の11の3（第2条第1項第625号の4の3及び第625号の7の2関係）

区分			建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積		金額
住宅部分	認定通知書が添付された場合		一戸建ての住宅		1戸につき2,500円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	5,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
				5,000平方メートル以上のもの	39,500円
	認定通知書が添付されない場合	性能基準により評価する方法	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
				200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	31,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円
		性能基準及び仕様の併用により評価する	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
				200平方メートル以上のもの	1戸につき13,000円
			共同住宅等	300平方メートル未満のもの	23,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,500円
				5,000平方メートル以上のもの	97,500円

		方法		
非住宅部分	認定通知書が添付された場合		300平方メートル未満のもの	5,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	62,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	78,500円
			25,000平方メートル以上のもの	98,000円
	認定通知書 が添付され ない場合	モデル 建物法	300平方メートル未満のもの	39,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	137,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,500円
			25,000平方メートル以上のもの	194,000円
		標準 入力 法等	300平方メートル未満のもの	101,500円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	127,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	164,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	288,500円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	341,000円
			25,000平方メートル以上のもの	389,000円

備考

判定に係る建築物に住宅部分及び非住宅部分のいずれもが含まれる場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の4の3又は第625号の7の2の別表第26の11の3に掲げる区分に応じた額とする。

別表第26の12中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の12（第2条第1項第625号の5関係）

区分				金額
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	79,000円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき31,000円
			1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき34,000円
		共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	62,000円
			面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	103,000円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
			面積が5,000平方メートル以上のもの	251,000円

		誘導仕様基準により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき16,000円	
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円	
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	30,000円	
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円	
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円	
				面積が5,000平方メートル以上のもの	139,000円	
			誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価する方法	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき23,000円
					1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき26,000円
		共同住宅等		面積が300平方メートル未満のもの	46,000円	
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	77,000円	
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	133,000円	
				面積が5,000平方メートル以上のもの	195,000円	

非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	面積が300平方メートル未満のもの	10,000円
		面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
		面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,000円

			上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	
			面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 4, 0 0 0 円
			面積が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 5 7, 0 0 0 円
			面積が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 9 6, 0 0 0 円
	適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が 3 0 0 平方メートル未満のもの	7 8, 0 0 0 円
			面積が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	9 9, 0 0 0 円
			面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 3 1, 0 0 0 円
			面積が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 1 1, 0 0 0 円
			面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 7 5, 0 0 0 円
			面積が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 3 1, 0 0 0 円
			面積が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 8 8, 0 0 0 円
		標準入力法等	面積が 3 0 0 平方メートル未満のもの	2 0 3, 0 0 0 円
			面積が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 5 5, 0 0 0 円
			面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 2 8, 0 0 0 円

	もの	
	面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	469,000円
	面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	577,000円
	面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	682,000円
	面積が25,000平方メートル以上のもの	778,000円

別表第26の12備考1中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「いう。」の次に「別表第26の13において同じ。」を加え、同表中備考2から備考6までを削り、備考7を備考2とし、備考8を備考3とする。

別表第26の13中備考以外の部分を次のように改める。

別表第26の13（第2条第1項第625号の6関係）

区分				金額	
住宅 部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合		一戸建ての住宅		1戸につき2,500円
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10,000円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	39,500円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこ	誘導性能基準によ	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき15,500円
			一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき17,000円

	れらに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	り評価する方法	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	31,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,500円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	125,500円
		誘導仕様基準により	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき8,000円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき8,500円
			り評価する方法	面積が300平方メートル未満のもの	15,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	69,500円
		誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価する	一戸建ての住宅	1戸当たりの面積が200平方メートル未満のもの	1戸につき11,500円
				1戸当たりの面積が200平方メートル以上のもの	1戸につき13,000円
			共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	23,000円
				面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,500円
				面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,500円
				面積が5,000平方メートル以上のもの	97,500円

		方法	上のもの	
非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合		面積が300平方メートル未満のもの	5,000円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,000円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,500円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	62,000円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	78,500円
			面積が25,000平方メートル以上のもの	98,000円
	適合証及びこれに相当するものとして知事が指定するもののいずれも添付されない場合	モデル建物法	面積が300平方メートル未満のもの	39,000円
			面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	49,500円
			面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,500円
			面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,500円
			面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	137,500円
			面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	165,500円

			満のもの	
			面積が 25,000 平方メートル以上のもの	194,000 円
		標準 入力 法等	面積が 300 平方メートル未満のもの	101,500 円
			面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	127,500 円
			面積が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	164,000 円
			面積が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	234,500 円
			面積が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	288,500 円
			面積が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	341,000 円
			面積が 25,000 平方メートル以上のもの	389,000 円

別表第 26 の 13 中備考 1 から備考 6 までを削り、備考 7 を備考 1 とし、同表備考 8 中「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同表中備考 8 を備考 2 とし、備考 9 を備考 3 とし、備考 10 を備考 4 とする。

別表第 26 の 14 を次のように改める。

別表第 26 の 14 削除

別表第 30 の 1 の項中「4,000 円」を「3,800 円」に、「3,550 円」を「3,650 円」に、「1,250 円」を「1,200 円」に、「4,250 円」を「4,450 円」に改め、同表 2 の項中「6,700 円」を「6,350 円」に、「6,100 円」を「6,250 円」に、「2,100 円」を「1,900 円」に、「7,400 円」を「7,750 円」に改め、同表 5 の項中「2,350 円」を「2,600 円」に、「1,900 円」を「1,850 円」に、「2,650 円」を「2,550 円」に改め、同表 6 の項中「2,050 円」を「2,000 円」に、「2,550 円」を「2,400 円」に、「3,700 円」を「3,750 円」に改め、同表 7 の項中「2,550 円」を「2,6

〇〇円」に改め、同表備考１中「２，３５０円」を「２，９５０円」に、「１，１００円」を「１，３５０円」に改め、同表備考２中「５００円」を「５５０円」に、「３００円を、」を「３５０円を、」に、「３００円を減ずる」を「３５０円を減ずる」に改める。

別表第３１の１の項中「４，０００円」を「３，８００円」に、「３，５５０円」を「３，６５０円」に、「１，２５０円」を「１，２００円」に、「４，２５０円」を「４，４５０円」に改め、同表２の項中「２，０５０円」を「２，１００円」に改め、同表４の項及び５の項中「１，３００円」を「１，３５０円」に改め、同表６の項中「１，５００円」を「１，５５０円」に改め、同表７の項中「２，５５０円」を「２，６００円」に改め、同表備考１中「２，４００円」を「３，０００円」に、「９００円」を「９５０円」に、「１，１００円」を「１，３５０円」に、「２，８５０円」を「２，９５０円」に改め、同表備考２中「１５０円を、」を「２００円を、」に、「１５０円を減ずる」を「５０円を減ずる」に改める。

附 則

(施行期日)

１ この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(１) 第２条第１項第１７７号、第１７９号の２から第１８６号まで、第２１９号及び第２２０号の改正規定（同項第１８０号及び第１８２号の改正規定中「第１１条第１項」を「第１０条第１項」に改める部分を除く。） 公布の日

(２) 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 令和７年３月２４日

(３) 第２条第１項第１８０号及び第１８２号の改正規定（「第１１条第１項」を「第１０条第１項」に改める部分に限る。）、第２条第１項第２２３号、第３０２号、第３０３号及び第４７８号から第４８１号までの改正規定、同号の次に２号を加える改正規定、同項第６２５号、第６２５号の２及び第６２５号の４の２から第６２５号の７の２までの改正規定、別表第９、別表第９の３、別表第９の４、別表第１０から別表第１２まで、別表第２６、別表第２６の５から別表第２６の１０まで及び別表第２６の１１の２から別表第２６の１４までの改正規定並びに附則第３項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和３９年熊本県条例第２４号）別表第１手数料の項第４２９号から第４３２号までの改正規定、同号の次に２号を加える改正規定及び同項第５６４号の４３の改正規定に限る。） 令和７年４月１日

(経過措置)

２ この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第２条第１項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

３ 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項中第368号の4を第368号の5とし、第368号の3を第368号の4とし、第368号の2を第368号の3とし、第368号の次に次の1号を加える。

368の2 特定免許情報記録手数料

別表第1手数料の項第374号及び第374号の2を次のように改める。

374 免許証等更新手数料

374の2 運転免許証等更新経由手数料

別表第1手数料の項第374号の3の次に次の1号を加える。

374の4 運転経歴情報記録手数料

別表第1手数料の項第429号から第432号までを次のように改める。

429 宅地造成又は特定盛土等に関する許可申請手数料

430 宅地造成又は特定盛土等に関する変更許可申請手数料

431 土石の堆積に関する許可申請手数料

432 土石の堆積に関する変更許可申請手数料

別表第1手数料の項第432号の次に次の2号を加える。

432の2 宅地造成又は特定盛土等に関する中間検査手数料

432の3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可等に関する証明書交付手数料

別表第1手数料の項第564号の43を次のように改める。

564の43 削除

(提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本県職員等恩給条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条ノ2中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。
前項ノ規定ニ拘ラズ退隠料及増加退隠料ハ之ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレ刑法(明治40年法律第45号)第27条第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡又ハ同法第27条ノ7第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第29条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の2項を加える。

第1項ノ規定ニ拘ラズ扶助料ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレ刑法第27条第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡又ハ同法第27条ノ7第2項後段ノ規定ニ依ル刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス

前項ノ規定ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑法第27条第2項前段ニ規定スル効力継続期間又ハ同法第27条ノ7第2項前段ニ規定スル効力継続期間中ノ者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第15条の5の2第3号及び第4号並びに第15条の5の3第1項第1号及び第5項第1号

- (2) 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (4) 熊本県砂防指定地管理条例（平成15年熊本県条例第29号）第13条
- (5) 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）第6条第1号イ
（熊本県職員の分限に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県税条例等の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第74条及び第76条
- (2) 熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）第14条及び第15条
- (3) 熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第11条
- (4) 熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）第13条、第14条、第15条第2項及び第16条第2項
- (5) 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第29条
- (6) 熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第21条第1項及び第2項
- (7) 熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第39条から第40条の2まで
- (8) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号）第17条
- (9) 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第16条
- (10) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成2年熊本県条例第56号）第10条第1項
- (11) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第56条及び第57条
- (12) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第35条
- (13) 熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第40

条

(14) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成 23 年熊本県条例第 32 号）第 24 条

(15) 熊本県いじめ調査委員会条例（平成 25 年熊本県条例第 64 号）第 9 条

(16) 熊本県いじめ防止対策審議会条例（平成 26 年熊本県条例第 35 号）第 10 条

(17) 熊本県行政不服審査会条例（平成 27 年熊本県条例第 60 号）第 11 条

(18) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 31 年熊本県条例第 9 号）第 18 条

(19) 熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年熊本県条例第 44 号）附則第 6 項及び第 7 項

（熊本県立自然公園条例の一部改正）

第 5 条 熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 3 項第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 55 条から第 57 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第 6 条 熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 100 条及び第 101 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 102 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 103 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第 7 条 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 54 年熊本県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県地下水保全条例の一部改正）

第 8 条 熊本県地下水保全条例（平成 2 年熊本県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 46 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 47 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

第9条 熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第15条の5の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴

をされた者とみなす。

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに熊本県職員等退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（熊本県職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 懲役又は禁錮に処せられた者に係る第3条の規定による改正後の熊本県職員の分限に関する条例第8条第1項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

（規則への委任）

- 9 この附則に規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（提案理由）

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例

熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成17年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水とみどりの森づくり税を令和7年度以降も継続するに当たり、令和11年度を目途に熊本県水とみどりの森づくり税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

産業廃棄物税を令和7年度以降も継続するに当たり、令和11年度を目途に熊本県産業廃棄物税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第74号）
の一部を次のように改正する。

第24条に次の2項を加える。

- 7 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに
個別支援計画を作成しなければならない。
- 8 救護施設は、前項の規定による個別支援計画の作成については、救護施設の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録（
電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら
れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記
録媒体をいう。）をもって調製する方法により、書面の作成に代えて当該書面に係る電
磁的記録の作成を行うことができる。

第29条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第3項」の
次に「及び第7項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第8項中「前項」とあるのは、「第29条第1項」と読み替
えるものとする。

第30条中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和4
1年厚生省令第18号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 14 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表満3歳以上満4歳未満の子どもの項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の子どもの項中「30人」を「25人」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「20人」を「15人」に改め、同表満4歳以上の園児の項中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第3条第1項の規定は、この条

例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 15 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「前条第1号ウ」を「前条第1号ア（八代港の港湾施設のうち国際旅客船拠点にあるもの（県有の施設に限る。）の区域に限る。）及びウ」に改める。

別表第1中

寄港日	1平方メー	7700	照明設備を使用する場合
（法第	トル当たり		は、実費を別途徴収する
2条の	1日につき		。
3第1			
項に規			
定する			
国際旅			
客船の			
寄港す			
る日を			
いう。			
以下同			
じ。）			
寄港日	1平方メー	990	
以外の	トル当たり		
日	1日につき		

を

寄港日	1平方メー	7700	1	面積が1平方メー
（法第	トル当たり			ルに満たない場合又は面
2条の	1日につき			積に1平方メートル未満
3第1				の端数がある場合は、そ
項に規				の満たない面積又はその
定する				端数の面積を1平方メー
国際旅				トルとして計算する。以

コンテナ	コンテナ
置	置
貨物	貨物
の荷	の荷
さば	さば
き	き
を行	を行
うた	うた

客船の寄港する日をいう。以下同じ。)				下この表において同じ。 2 照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。	に、	の区域で知事が定めるもの
寄港日以外の日	1 平方メートル当たり 1 日につき		9 9 0			
の蔵	コンテナ 1 個当たり 1 日までごとにつき		7 7 0 0	1 底面積が 1 6 0 平方フィートのコンテナをコンテナ 1 個として計算する。		
使用	1 平方メートル当たり 1 日までごとにつき		3 9 6	2 面積が 1 平方メートルに満たない場合又は面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を 1 平方メートルとして計算する。以下この表において同じ。 3 附属の電気施設を使用する場合は、実費（冷凍電源設備にあっては、実費にコンセント 1 口当たり 1 時間までごとにつき 1 7 円 6 0 銭を加算した額）を別途徴収する。」	を	「コンテナ置貨物の荷さばきを行うための区域で知事が定めるもの コンテナの蔵 その他の使用
コンテナ 1 個当たり 1 日までごとにつき			7 7 0 0	1 底面積が 1 6 0 平方フィートのコンテナをコンテナ 1 個として計算する。		

1 平方メートル当たり 1 日までごとにつき	3 9 6	2 附属の電気施設を使用する場合は、実費（冷凍電源設備にあつては、実費にコンセント 1 口当たり 1 時間までごとにつき 1 7 円 6 0 銭を加算した額）を別途徴収する。
---------------------------	-------	---

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

八代港国際旅客船拠点の指定管理者に港湾施設の利用に係る料金を収受させることができるようにする等のため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 16 号

工事請負契約の締結について

松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第10号工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第10号工事他合併
- 2 工 事 内 容 除塵機設備製作据付工
- 3 工 事 場 所 宇土市馬之瀬町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
- 5 契 約 金 額 513,700,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市北区植木町石川450番地1
開成工業株式会社
代表取締役 谷富安博
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第10号工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

工事請負契約の変更について

令和元年11月熊本県議会定例会において議決された大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年11月28日まで」を「契約締結の日の翌日から令和9年1月29日まで」に、契約金額「10,755,213,497円」を「12,099,848,567円」に変更することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

(提案理由)

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

工事請負契約の締結について

南部幹線防災・安全交付金（街路）P1 橋脚工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 南部幹線防災・安全交付金（街路）P1 橋脚工事
- 2 工 事 内 容 橋梁下部工
- 3 工 事 場 所 八代市建馬町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年3月19日まで
- 5 契 約 金 額 1,490,500,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区山ノ内二丁目3番72号
オリエンタル白石・藤永組・中山建設特定建設工事共同企業体
代表者 オリエンタル白石株式会社 熊本営業所 所長 石井清文
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

南部幹線防災・安全交付金（街路）P1 橋脚工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

工事請負契約の変更について

令和5年9月熊本県議会定例会において議決された第一高校長寿命化改修（第一期）工事請負契約のうち、契約金額「957,000,000円」を「1,030,868,045円」に変更することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

くまもと新時代共創基本方針の策定について

くまもと新時代共創基本方針を次のように策定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

くまもと新時代共創基本方針（別冊）

（提案理由）

くまもと新時代共創基本方針の策定については、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成16年熊本県条例第35号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、令和7年度において当せん金付証票を次のとおり発売することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

発売総額 110億円以内

（提案理由）

当せん金付証票を発売するため、当せん金付証票法第4条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

川辺川ダム建設に関する基本計画の廃止に対する意見を述べることについて

「川辺川ダム建設に関する基本計画」の廃止について、国土交通大臣に次のとおり意見を述べることとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木村 敬

「川辺川ダム建設に関する基本計画」の廃止については、異議ありません。

(提案理由)

国土交通大臣が多目的ダムの基本計画を廃止するに当たって知事が意見を述べる場合は、特定多目的ダム法第4条第4項の規定により議会の議決を経なければならない。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港国際旅客船 拠点	熊本市東区佐土原 一丁目16番37 号	株式会社緑研 代表取締役 佐土 原博	令和7年4月1日か ら令和10年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定に基づき、八代港国際旅客船拠点の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営住宅及び 共同施設並びに熊 本県営改良住宅及 び地区施設	熊本市中央区辛島 町69番地	熊本県営住宅管理 センター共同企業 体 代表者 一般社団 法人熊本県賃貸住 宅経営者協会 代表理事 川口雄一郎	令和7年4月1日か ら令和12年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号）第44条（同条例第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立美術館分館	熊本市東区榎町1 6番7号	株式会社熊本県弘 済会 代表取締役 池田 真也	令和7年4月1日か ら令和10年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県立美術館分館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 37 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和6年2月28日及び令和6年4月3日に判明した、熊本県が賃借したレンタカーの破損に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年11月8日専決

熊本県知事 木 村 敬

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
ニッポンレンタカー 北陸株式会社	40,000円	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異議 及び請求の申立てをしないこと。

第 27 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 35 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和6年9月2日に判明した、熊本県が賃借したレンタカーの破損に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年11月5日専決

熊本県知事 木 村 敬

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
株式会社カセル	44,220円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

第 28 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 29 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年10月30日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年4月7日 一般国道221号 人吉市大畑地内 段差	個 人 (車両所有者)	2,096円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 29 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 30 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年10月30日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年5月1日 一般国道325号 菊池郡大津町大字杉水地 内 落枝	個 人 (車両所有者)	381,271円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 30 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 31 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年10月30日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年6月29日 一般県道原植木線 菊池市泗水町住吉地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	6,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 31 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 32 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年10月30日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年6月29日 一般県道原植木線 菊池市泗水町住吉地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	8,052円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 32 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 33 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年10月30日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年7月15日 一般県道小鶴原女木線 八代市坂本町西部は地内 落石	個 人 (車両所有者)	11,557円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 33 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 40 号

和解について

宇城警察署電気設備改修工事において、契約変更手続を経ないまま行われた追加工事に係る工事費用に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり負担額を決定し、和解することとする。

令和6年11月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

和解の当事者	負担額	和 解 事 項
熊本県 (工事発注者)	985,573円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
新熊本電気設備株式会社 (工事受注者)	193,346円	
株式会社弦設備設計事務所 (工事監理会社)	643,673円	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 36 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年11月8日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年7月30日 菊池郡菊陽町原水地内	株式会社野島商事 (車両所有者) 軽乗用車	114,873円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 38 号

工事請負契約の変更について

令和6年2月熊本県議会定例会において議決された熊本工業高校実習棟（第三期）改築工事請負契約のうち、契約金額「1,426,041,098円」を「1,453,212,879円」に変更することとする。

令和6年11月8日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 39 号

訴えの提起について

県営住宅の明渡請求及び延滞家賃等の支払請求について、次のように訴え（和解を含む。）を提起することとする。

令和6年11月12日専決

熊本県知事 木 村 敬

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 木 村 敬

被告 個人（7人）

2 事件名 県営住宅明渡し及び延滞家賃等支払請求事件

3 事件の内容

被告らは、県営住宅の家賃を延滞しているため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項に基づく県営住宅の明渡し及び延滞家賃等の支払を求めるものである。

4 請求の趣旨

- （1） 被告らは、原告に対し、県営住宅を明け渡せ。
 - （2） 被告らは、延滞家賃及び訴状の送達日以降県営住宅の明渡し済みに至るまで1か月につき家賃相当額の割合による金員を支払え。
 - （3） 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

- （1） 弁護士を訴訟代理人と定める。
- （2） 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 34 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年11月5日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和6年4月6日 上益城郡嘉島町大字上六嘉地内	株式会社エクセル・ クリーン・サービス (車両所有者) 普通貨物車	266,761円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和6年4月26日 熊本市西区春日地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	502,000円	
3	令和6年5月16日 熊本市中央区帯山地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	85,712円	
4	令和6年6月13日 熊本市東区佐土原地内	個 人 (歩行者)	556,882円	

5	令和6年6月18日 上益城郡嘉島町大字上 島地内	個人 (所有者) フェンス等	225,280円	
6	令和6年7月22日 菊池市隈府地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	288,505円	

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和 6 年度